

エネルギー利活用を通じた  
南あわじ市の持続可能なまちづくりに関する連携協定書

南あわじ市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）は、エネルギー利活用を通じた南あわじ市の持続可能なまちづくりに関して、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲および乙は、エネルギー利活用を通じた南あわじ市の持続可能なまちづくりを推進し、地域課題を解決するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 脱炭素化推進に関すること
- (2) 地域の防災力向上に関すること
- (3) 環境意識の啓発に関すること
- (4) 経済活性化に関すること
- (5) 住民の利便性向上に関すること
- (6) 地域の“安心・安全”の向上に関すること

2 前項に定める連携事項を効果的に推進するため、甲および乙は定期的に協議を行うものとする。

（連携実施）

第2条 甲および乙は、第1条に定める連携事項を実施するに当たっては、個別事案毎に具体的な実施内容を協議および合意のうえ進めることとする。

なお、個別事案の実施および進捗の状況に応じ必要の都度、秘密保持契約書その他必要な契約を締結するものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2023年3月31日までとする。但し、有効期間が満了する日の1ヵ月前までに甲乙いずれかから書面による延長の申し出があれば、同じ条件で1年間更新するものとし、以降も同様に取り扱う。

（守秘義務）

第4条 甲および乙は、本協定に基づく第1条に定める連携事項の検討または実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情

報に限る。）を相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示または提供等してはならない。

2 甲および乙は、前条に定める有効期間の満了等により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲および乙は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」にいう暴力団およびその関係団体等（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗る等して他の当事者の名誉、信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、および自己の主要な出資者または従業員等が反社会的勢力の構成員でないことを確約する。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項または疑義等が生じた場合は、その解決について都度協議のうえ決定する。また、甲および乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

2023年7月14日

甲 南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市長

舟本 憲弘

乙 大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

ソリューション本部長

大川 博己